

# 合併処理浄化槽補助金制度についてのお知らせ

問 水道課 下水道係  
☎476-1111(194)

## 令和2年度以降

### 合併処理浄化槽補助金制度の交付要件の見直しについて

公共下水道区域外の土地において、『単独処理浄化槽(トイレのし尿のみ処理)または、くみ取り便槽』から『合併処理浄化槽』に転換する方に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助金として交付し、水質保全の確保や公衆衛生の向上に貢献するため、生活環境改善の普及促進に努めています。各人槽別の補助金額は、下表のとおりです。

これまで広く普及しておりました『単独処理浄化槽(トイレのし尿のみ処理)』は、新たな設置が禁止されておりますので、新築住宅などで水洗トイレを設置する場合は、生活雑排水(風呂・台所など)とトイレのし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の設置が義務付けられております。

また、既存の単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する方については、基本の補助額に**90,000円**を限度とする加算をいたします。

### 見直し内容(令和2年4月1日以降の補助金申請が対象となります。)

- 1 環境配慮型浄化槽のみが補助対象となります。(改正)
- 2 新築住宅(建て替えを含む)への新たな合併処理浄化槽の設置は補助対象外となります。(改正)
- 3 既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、宅地内配管工事費の一部について、補助額に300,000円を上限とする加算をいたします。(新設)
- 4 申請年度の3月1日までに事業完了し、3月15日までに完成検査を受けること。(改正)

※補助金の申請にかかわる書類作成や申請書提出は、工事の契約を交わす業者が全て代行いたしますので、申請者(所有者)本人が水道課に来て手続きをする必要は一切ありません。

※なお、補助金交付決定前に工事着工された場合は、残念ながら補助金の対象外になりますので、事前着工とならないようにご注意ください。

表【補助金交付要件内訳】 ※予算の範囲内になります。

人槽区分(生活規模)	くみ取り → 合併 (基本の補助額)	単独撤去 → 合併 (単独撤去の加算あり)
<b>5人槽</b> (専用住宅 130㎡以内)	332,000円	422,000円
<b>6~7人槽</b> (専用住宅 130㎡以上)	414,000円	504,000円
<b>8~10人槽</b> (併用住宅、2世帯住宅等)	548,000円	638,000円
宅地内配管工事費の一部を助成(新設)	0円	かかり増し分を加算 上限 300,000円 (千円未満切り捨て)

## 公共下水道事業からのお知らせ

毎年、9月1日『下水道の日』にあわせ、汚泥発酵肥料の無料配布を行っていましたが、本年については配布いたしませんのでご了承ください。